

「第43回和歌山県小学校人権の花運動」実施要領

1 主 催

和歌山県人権啓発活動ネットワーク協議会
構成員 和歌山地方法務局
和歌山県人権擁護委員連合会
和 歌 山 県
和歌山県内全市町村
公益財団法人和歌山県人権啓発センター

2 後 援

和歌山県教育委員会
株式会社テレビ和歌山
株式会社和歌山放送
NHK和歌山放送局

3 趣 旨

児童が協力し合い、チューリップを「人権の花」として育てることを通じて、協力・感謝することの大切さ及び同じ花でも色・形・生育の早さといった違いがあることを生きた教育として学び、生命の尊さを実感する中で、児童の人権尊重思想を育むとともに、情操をより豊かなものにすることを目的とする。

4 対 象

和歌山県内の小学校に在学する児童（外国人学校に在学する者で小学生に準ずる児童を含む。）、義務教育学校の前期課程に在学する児童及び特別支援学校の小学部に在学する児童（以下「児童」という。）

5 実施方法

- (1) 人権擁護委員は、必要に応じて各市町村の協力を得て、チューリップの球根及びプランターを県内の全小学校（分校及び外国人学校を含む。）、義務教育学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）に配布する。
- (2) 学校に配布したチューリップの球根は、プランター又は既設花壇などを

利用して児童に育成してもらおう。

- (3) 人権擁護委員は、学校に対し、本運動の効果がより上がるように、「人権の花コーナー」を設けたり、人権に関する標語を掲げたりするなどの工夫を凝らして取り組んでもらえるよう依頼する。
- (4) 人権擁護委員及び各市町村は、それぞれの実情に応じ、学校の理解・協力を得た上で、本運動に係る学校内での取組を支援する。
- (5) 人権擁護委員及び各市町村は、それぞれの実情に応じ、学校及び社会福祉施設等の理解・協力を得た上で、児童と共に、児童が育てた「人権の花」を社会福祉施設等へ寄贈するなどの啓発活動を行う。
- (6) 各市町村は、その実情に応じ、本運動について広報誌に掲載するなどして、地域住民に本運動を広く周知する。

6 写真コンテストの実施

本運動の成果を実りあるものとするため、育成した「人権の花」と参加児童を撮影した写真コンテストを次のとおり実施するものとする。

(1) 応募方法

学校は、育成した「人権の花」と参加児童を撮影した写真（学校独自に育成した花や作成したパネルと共に撮影しても差し支えない。）に、花の育成を通じて児童が感じたことのメッセージ（400字詰め原稿用紙1枚程度の児童の感想文又は児童数名の一言コメントやイラスト等）を添えて、別紙応募票と共に、応募作品として(3)の提出先に郵送、持参又はメールにより提出するものとする。

なお、写真を郵送又は持参により提出する場合は、CD-R等の電磁的記録媒体に当該写真データを格納して提出するものとする。

(2) 締切日

令和7年6月30日（月）

(3) 提出先

学校の所在地を管轄する和歌山地方法務局人権擁護課又は各支局（以下「法務局」という。）宛てに提出するものとする。

なお、メールにより提出する場合は、メールを受信した法務局は、受信した日から2日以内（土・日・祝日を除く。）にその旨をメール又は電話により学校宛て連絡する（法務局からメールを受信した旨の連絡がない場合、メールの送受信が正常に行われていない可能性があるため、学校は法務局に対して、応募作品をメールにより提出した旨を電話連絡し、確認を

求める。)

ア 〒640-8552 和歌山市二番丁3番地

和歌山地方法務局人権擁護課 Tel (073) 422-5164

メールアドレス jinken_wakayama_moj_bal@i.moj.go.jp

(ジエ/アイ/エヌ/ケー/イー/エヌ/アンタ-ハ-/タフリュ-エ-/ケー/エ-ワイ/エ-エム/エ-アン
タ-ハ-/エム/オー/ジエ/アンタ-ハ-/ヒ-エ-/エル/アットマーク/アイ/トット/エム/オー/ジエ
/トット/ジ-オー/トット/ジエ/ヒ-)

(管轄市町：和歌山市、海南市、紀美野町、紀の川市、岩出市、有田市、
湯浅町、広川町、有田川町)

イ 〒648-0072 橋本市東家5丁目2番2号

和歌山地方法務局橋本支局 Tel (0736) 32-0206

メールアドレス soumu_hashimoto_wakayama_moj_bal@i.moj.go.jp

(エス/オー/ユー/エム/ユー/アンタ-ハ-/エイチ/エ-エヌ/エイチ/アイ/エム/オー/ティー/オー/アンタ-ハ-
-/タフリュ-エ-/ケー/エ-ワイ/エ-エム/エ-アンタ-ハ-/エム/オー/ジエ/アンタ-ハ-/ヒ-
-エ-/エル/アットマーク/アイ/トット/エム/オー/ジエ/トット/ジ-オー/トット/ジエ/ヒ-)

(管轄市町：橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町)

ウ 〒646-0023 田辺市文里一丁目11番9号

和歌山地方法務局田辺支局 Tel (0739) 22-0698

メールアドレス soumu_tanabe_wakayama_moj_bal@i.moj.go.jp

(エス/オー/ユー/エム/ユー/アンタ-ハ-/ティー/エ-エヌ/エ-ヒ-/イー/アンタ-ハ-/タフリュ-
/エ-/ケー/エ-ワイ/エ-エム/エ-アンタ-ハ-/エム/オー/ジエ/アンタ-ハ-/ヒ-エ-/エル/ア
ットマーク/アイ/トット/エム/オー/ジエ/トット/ジ-オー/トット/ジエ/ヒ-)

(管轄市町：田辺市、白浜町、すさみ町、上富田町、みなべ町)

エ 〒644-0002 御坊市藪369番地の6

和歌山地方法務局御坊支局 Tel (0738) 22-0335

メールアドレス soumu_gobou_wakayama_moj_bal@i.moj.go.jp

(エス/オー/ユー/エム/ユー/アンタ-ハ-/ジ-オー/ヒ-/オー/ユー/アンタ-ハ-/タフリュ-エ-
/ケー/エ-ワイ/エ-エム/エ-アンタ-ハ-/エム/オー/ジエ/アンタ-ハ-/ヒ-エ-/エル/アットマ
ーク/アイ/トット/エム/オー/ジエ/トット/ジ-オー/トット/ジエ/ヒ-)

(管轄市町：御坊市、美浜町、日高町、由良町、日高川町、印南町)

オ 〒647-0043 新宮市緑ヶ丘三丁目2番64号

和歌山地方法務局新宮支局 Tel (0735) 22-2757

メールアドレス soumu_shinguu_wakayama_moj_bal@i.moj.go.jp

(エス/オー/ユー/エム/ユー/アンタ-ハ-/エヌ/エイチ/アイ/エヌ/ジ-ユー/ユー/アンタ-ハ-/タフ

リユ-エ-ケ-エ-ワイ/エ-エム/エ-アソタ-ハ-エム/オ-ジ-エ-アソタ-ハ-ヒ-エ-エ
ル/アットマーク/アイ/トット/エム/オ-ジ-エ-トット/ジ-オ-トット/ジ-エ-ヒ-

(管轄市町村：新宮市、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町)

(4) 審 査

応募作品については、主催者が指名した審査員によって厳正な審査を行い、入賞作品を決定する。

(5) 表 彰

最優秀賞 10校以内

優 秀 賞 40校以内

奨 励 賞 若干

なお、表彰は、和歌山県人権啓発活動ネットワーク協議会を代表し、和歌山地方法務局長及び和歌山県人権擁護委員連合会会長が行う。

(6) 発 表 (予定)

令和7年9月中

(7) そ の 他

ア 応募作品の著作権については、主催者に帰属するものとし、応募作品(CD-R等の電磁的記録媒体を含む。)については、返還しない。

イ 応募作品については、一般に公表することを予定していることから(人権作品集の発行、報道機関による広報、和歌山県人権啓発活動ネットワーク協議会ホームページへの掲載、地方公共団体の広報誌への掲載、パネル化した作品の展示等)、学校は、これについて了承の上、応募するものとする。

ウ 写真コンテストの審査及び表彰については、疫病の流行など、やむを得ない事情により変更又は取りやめる場合がある。